

岩手医科大学学位規程

昭和 37 年 1 月 18 日制定
令和 6 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 本学大学院が授与する学位の論文審査及び試験の方法、その他必要な事項については、本学大学院学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(学位の種類)

第 2 条 本学大学院学則第 18 条の規程により、本学大学院において授与する学位は、医学研究科にあつては修士（医科学）及び博士（医学）、歯学研究科にあつては博士（歯学）並びに薬学研究科にあつては博士（薬学）とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学位授与の要件は、本学大学院学則第 17 条及び第 18 条に定めるところによる。

(課程による者の学位論文の提出)

第 4 条 本学大学院学則第 6 条に定める期間在学し、所定の科目について 30 単位以上修得した者又は学年の終わりまでに修得の見込みのある者は、学位論文を提出することができる。

- 2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、当該研究科委員会において定める。
- 3 学位論文は、論文審査願に論文目録、論文要旨、履歴書、戸籍抄本及び審査手数料を添えて学長に提出しなければならない。
- 4 審査手数料は修士課程においては 25,000 円、博士課程においては 55,000 円とする。
- 5 論文には、参考として学位申請者の他の論文を添付することができる。

(学位論文及び審査手数料の不還付)

第 5 条 受理した学位論文、その手続書類及び審査手数料は、いかなる理由があつてもこれを還付しない。

(学位論文の審査)

第 6 条 学長は、学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第 7 条 研究科委員会は、審査に付する学位論文 1 件について、学位論文審査委員（以下、「審査委員」という。）として主査 1 名、副査 2 名以上を選出する。

- 2 審査委員には、必要に応じ、当該研究科委員会委員以外の本学大学院担当教員を充てることができる。

(審査委員の職責)

第 8 条 審査委員は、学位論文の内容についての審査のほか、論文提出者に対して最終試験を行わなければならない。ただし、論文審査の結果その内容が著しく不備になる場合には、最終試験を行わないことがある。

2 審査委員は、学位論文の審査のために必要があるときは、学位論文の提出者に対して、当該論文の副本、訳本模型又は標本その他の提出を求めることができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、学位論文を中心とし、これと関連ある分野の学識について、及び博士課程にあってはさらに当該合格者の研究指導能力について口答又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、論文審査の要旨及び審査上の意見並びに最終試験の成績を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否並びに論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会構成員（海外出張中、休職中のものを除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、且つ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 前項の議決は、無記名投票により行う。

4 論文審査において、第7条第2項の規定により審査委員を研究科委員以外の者に委嘱した場合は、その者を出席させ議決に加えることができる。

(学長への報告)

第13条 研究科委員会は、前条の議決の後、すみやかに学位論文に論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を添えて学長に報告しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第14条 本学大学院学則第18条第2項の規定により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、参考論文、論文目録、履歴書、研究歴証明書、戸籍抄本及び審査手数料150,000円（学外者にあつては300,000円）を添え、その申請する博士の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院に4年以上在籍し、所定の単位を修得して退学した者が論文を提出して学位を請求しようとする場合についても前項の規定を適用するものとする。ただし、退学後1年以内の者の審査手数料は第4条第4項に定める手数料とする。

3 学長は、提出された学位論文の受理の可否を当該研究科委員会に諮って決定する。

4 学長は、前項の規定により受理した学位論文の審査及び試験について当該研究科委員会に付託する。

5 研究科委員会は、第2項に該当する者に対して試験の一部を免除することができる。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第15条 本学大学院学則第18条第2項の規定による学位の審査及び試験等に関して、第4条第5項、第5条及び第7条から第13条までの規定を準用する。この場合において、

「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

- 2 試験を経ないで学位を授与できない者と決定したときは、第13条の規定にかかわらず試験の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第16条 学長は、第13条の報告に基づき学位の授与を決定し、合格の者には学位記を授与し、不合格の者にはその旨通知する。

(論文内容及び審査の要旨の公表)

第17条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出し、併せて当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文をインターネットにより公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 第1項の規定により公表する場合は、当該学位論文に「岩手医科大学審査学位論文(博士)」と明記し、前項の規定により公表する場合は、当該要約したものに「岩手医科大学審査学位論文の要旨(博士)」と明記しなければならない。

(学位の取り消し)

第19条 本学大学院において学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、且つその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

- 2 研究科委員会において前項の議決を行う場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程施行の際、現に岩手医科大学大学院に在学している学生の審査手数料は、第4条第3項の規定にかかわらずなお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程施行の際、現に岩手医科大学大学院に在学している学生については、第

4条第3項及び第5条の規定にかかわらずなお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、昭和52年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程施行の際、現に岩手医科大学大学院に在学している学生については、第3条、第4条、第9条の規定にかかわらずなお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条及び第18条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

様式1 学位記(大学院の課程を修了した場合)

博士課程

学位記	本籍(都道府県名)	氏名	生年月日	本学大学院○学研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(○学)の学位を授与する。	年 月 日	岩手医科大学 印	割印 岩医大院○博第 号
-----	-----------	----	------	---	-------	----------	--------------

修士課程

学位記	本籍(都道府県名)	氏名	生年月日	本学大学院医学研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士(医科学)の学位を授与する。	年 月 日	岩手医科大学 印	割印 岩医大院医科修第 号
-----	-----------	----	------	--	-------	----------	---------------

様式2 学位記（論文提出による場合）

学位記					
本籍（都道府県名）					
氏名					
生年月日					
本大学に学位論文を提出し所定の 審査および試験に合格したので博士 （○学）の学位を授与する。					
年 月 日					
岩手医科大学 印					
割印 岩医大医博第 号					

様式3 大学院課程の論文審査願

令和 年 月 日

岩手医科大学長 殿

○学研究科 系専攻

氏 名 ㊟

学 位 論 文 審 査 願

このたび本学学位規程第4条第1項により 博士 ・ 修士 (○学) の学位を受けたいので、下記の通り関係書類を添え、学位論文を提出いたしますからご審査下さい。

記

- | | | |
|----------|-----|-----|
| 1. 学位論文 | 編 冊 | 各4部 |
| 2. 参考論文 | 編 冊 | 各4部 |
| 3. 論文目録 | | 1通 |
| 4. 論文要旨 | | 4通 |
| 5. 履 歴 書 | | 1通 |
| 6. 戸籍抄本 | | 1通 |
| 7. 審査手数料 | 金 | 円 |

様式4 論文目録

<p>論 文 目 録</p> <p>申請者氏名 印</p>
--

備 考

1. 論文目録には次のとおり記載すること。

題 目	公表の方法	公表年月日
学位論文		
_____	_____	_____
参考論文		
1)		
_____	_____	_____
2)		
_____	_____	_____

2. 論文目録が外国語の場合は和訳を付けて外国語、日本語の順序で列記すること。
3. 参考論文が2種類以上ある場合は、列記すること。
4. 論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法および時期を記載すること。この場合は公表雑誌の掲載証明書を添付すること。

様式5 履歴書

<u>履 歴 書</u>			
本 籍			
現住所			
ふりがな		男 女	
氏 名			
		昭和/平成 年 月 日生	
<u>学 歴</u>			
年	月	日	
<u>資 格</u>			
年	月	日	
<u>職 歴</u>			
年	月	日	
<u>賞 罰</u>			
年	月	日	
上記の通り相違ありません。			
令和 年 月 日			
氏 名			⑩

様式 6 学位申請書

令和 年 月 日
岩手医科大学長 殿
氏 名 ⑩
学 位 申 請 書
このたび貴学学位規程第 14 条第 1 項により博士（○学）の学位を受けたいので、 下記の通り関係書類を添え申請します。
記
1. 学位論文 編 冊 各 4 部
2. 参考論文 編 冊 各 4 部
3. 論文目録 1 通
4. 論文要旨 4 通
5. 履 歴 書 1 通
6. 研究歴証明書 1 通
7. 戸籍抄本 1 通
8. 審査料および審査手数料 金 円（部内扱）（部外扱）

備 考

- 論文は原則として印刷公表されたものとし、参考論文は 5 編以内とする。
- 論文目録の様式並びに備考は様式 4 に従うこと。
- 履歴書は様式 5 によるほか証明資料として次の書類各 1 通を添付しなければならない。
 - 最終学校の卒業証明書又は卒業証明写（大学院修了者は修了証明書又は学位記写）
 - 医師免許証若しくは歯科医師免許証を有するものはその写し
但し、本学卒業者であってその医学研究歴若しくは医学研究歴が本学に限られる者については a、b の書類は必要としない。
- 審査手数料は部内扱い（本学で研究して論文を作成したもの）150,000 円とし、部外扱い（本学以外で研究して論文を作成したもの）300,000 円とする。

様式7 研究歴証明書

	令和	年	月	日
岩手医科大学長	殿			
		所在地		
		機関名		
		所属長名		⑩
		研究指導者名		⑩
研 究 歴 証 明 書				
氏名		(年 月 日生)	教室	は当講座において
			研究室	研究室
下記の期間〇学研究を行ったことを証明します。				
		記		
自	年	月	日	
			(年 月の間)	
至	年	月	日	

備考

1. 研究又は勤務個所が数ヶ所に亘るときは各々1通ずつ作成すること。
2. 大学院医学研究科若しくは歯学研究科の単位取得者は、その取得学科名を取得単位数を列記した証明書を添えることが望ましい。